

令和 3 年度第 1 回公立沖縄北部医療センター 整備協議会資料

議題 1 整備基本計画の策定について P.1

議題 2 一部事務組合の設置時期について P.17

報告事項

(1) 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて . P.23

(2) 両病院の転籍意向調査について P.29

(3) 住民説明会の実施について P.30

(4) 新たな制度要望について P.31

令和 3 年 6 月 2 日

公立沖縄北部医療センター整備協議会

議題 1 整備基本計画の策定について

基本構想を踏まえた整備基本計画の位置づけ

● 基本構想（令和3年3月策定）の位置づけ

公立沖縄北部医療センター（以下、「北部医療センター」という。）の整備及び運営等に関する方針の大枠を定めるものである。

● 整備基本計画の位置づけ

基本構想で示された方針を踏まえ、北部医療センターの規模・機能、各部門別整備計画、施設基本計画、機器等の整備方針、運営などに関する具体的な計画を定めるものである。

※ 整備基本計画では、令和2年度中に「基本計画で整理する」とした協議会幹事会構成団体やパブリックコメントの意見及び検討課題について調整等を進め、整備基本計画に盛り込んでいく。

【基本計画で整理することとした意見の例】

- ①病床数（回復期病床等）
- ②他医療圏の医療機関との連携
- ③消防機関と連携した「救急ワークステーション」併設等

議題 1 整備基本計画の策定について

整備基本計画と次年度以降の取組との関係

整備基本計画には、今後整備を進める上で必要な以下の内容を定める。

- (1) 各医療機能や病院内の各部門において備えるハード・ソフト面の機能及び体制等の計画
- (2) 基本設計、実施設計において必要となる新病院の建築構造や各室の数・配置、各種インフラ・導入設備等の基本的な要件（設計と条件等）
- (3) 病院の運営主体となる財団法人の設立に関して必要となる基本的な事項

【整備基本計画の構成】

第1章 公立沖縄北部医療センターの基本的な考え方	第6章 情報システム整備計画
第2章 公立沖縄北部医療センターの規模・機能	第7章 公立沖縄北部医療センターの運営等
第3章 部門別整備計画	第8章 整備手法
第4章 施設基本計画（設計と条件）	第9章 事業計画
第5章 医療機器整備計画	第10章 参考資料

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第1章 公立沖縄北部医療センターの基本的な考え方

① 統合再編の基本的な考え方

北部医療圏の急性期医療においては、慢性的な医師不足による診療の制限や休止、患者の圏域外流出といった課題を抱えており、専門医療、小児・周産期医療、救命救急医療等を提供できる基幹病院の整備が強く求められてきた。

沖縄県、北部12市町村及び北部地区医師会は、令和2年7月28日、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し新たに公立沖縄北部医療センターを整備することに合意し、地域完結型の医療提供体制の構築に向けて取り組んでいくこととなった。

② 基本方針

北部医療センターは、北部医療圏における基幹病院及び公立病院としての役割を担い、地域住民の皆様の病院として、いつでも安心して満足できる医療を提供し、地域住民から信頼される病院を目指す。

③ 整備に当たっての考え方

北部医療センターの整備にあたっては、北部医療圏における基幹病院としての役割を果たすことの出来る施設を整備することを第一に考え、その上で、効率的な経営を行うために、将来的な企業債の元利償還金の軽減を図り、また、供用開始後の維持管理費を必要最小限に抑制することを基本的な考え方とする。

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第2章 公立沖縄北部医療センターの事業規模・機能

① 事業規模

病床数、外来患者数、診療科といった新病院の事業規模を、将来の医療需要の動向の推計や地域の医療提供体制、機能分担の観点を踏まえて整理した内容を示す。

② 公立沖縄北部医療センターの機能

基本構想で示した下記の医療機能や臨床研修等機能などについて、国や県の政策方針や県内・圏域内の医療提供体制、医療需要の動向等を整理し、それらを踏まえた整備方針、整備概要、機能を示すとともに、琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）の設置や、他機関（他医療機関、消防、大学や医療従事者育成機関など）との連携の取組等について整理する。

【政策医療（基本構想P.14～16）】

ア 高度医療（救命救急医療、周産期医療、がん医療、集中治療）

イ 小児医療

ウ 離島・へき地医療

エ 健診及び検診

オ 感染症医療

カ 災害医療

キ 臨床研修等機能

ク 地域医療支援機能

ケ 保健・介護・福祉分野等との連携機能

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第3章 部門別整備計画

病院では様々な部門が連携して医療サービスを提供しており、整備にあたり各部門が備える機能を整理する必要があることから、部門毎の方針や整備概要、設備・構造（主要機能・主要諸室、配置場所、医療従事者・患者等の動線、付帯設備・備品、部門間連携の相関図）を整理する。

【各部門の方針として記述する内容の例】

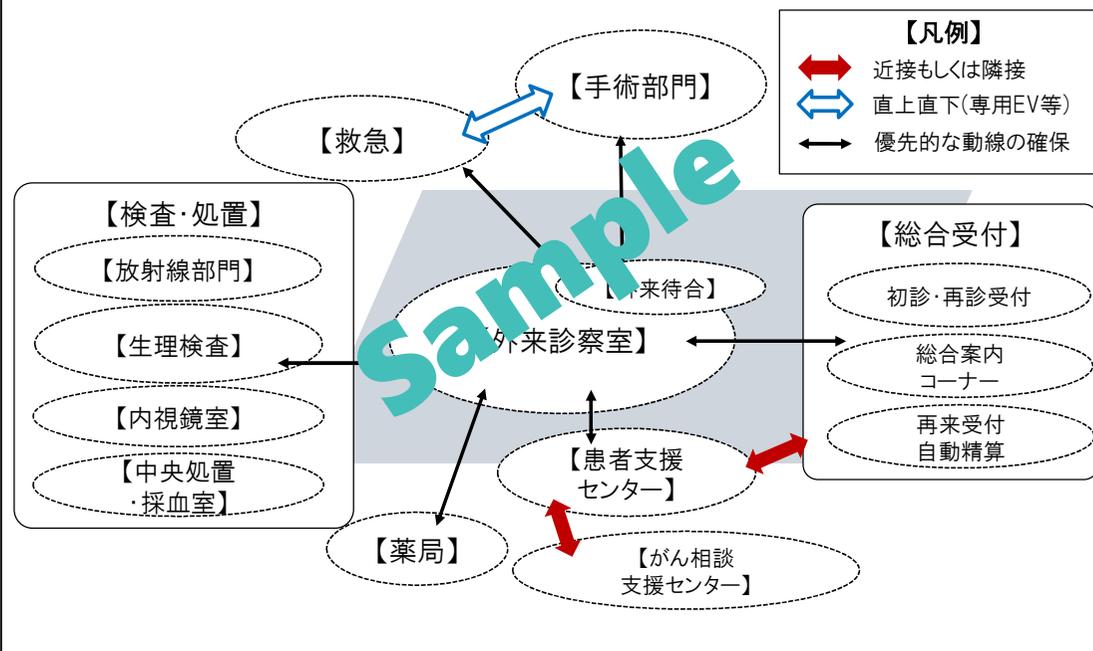
外来部門

①予約しやすい仕組み、②待ち時間の短縮に向けた受付、③自動精算システム導入、④案内表示、⑤待合スペース（災害時のトリアージスペースの確保を想定したスペース設定）等の設備

【部門】 ※部門設定は変更する可能性があります。

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①外来部門 | ⑦地域連携部門 |
| ②病棟部門 | ⑧健康管理センター |
| ③手術部門 | ⑨事務部門 |
| ④救急・集中治療部門 | ⑩琉球大学病院地域医療教育センター
(仮称) |
| ⑤診療支援部門 | |
| ⑥看護部門 | |

【部門間連携相関図イメージ】



議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第4章 施設基本計画 (設計と条件)

① 計画の骨格

施設整備の基本方針、院内動線方針等を整理する。

② 配置計画

延床面積、駐車場台数等にかかる施設整備の全体計画、敷地に対する建物配置の概要、敷地利用計画等の配置計画を整理する。

③ 建物概要

北部医療センターにおける施設規模、部門配置の概要、階別構成等を整理する。



【部門配置 (ブロック配置) イメージ】



【階別構成イメージ】



議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第4章の続き

④ 構造計画

患者や職員の安全確保、大規模地震時の医療機能継続等の観点から構造計画（耐震、免震構造等）を整理する。

⑤ 設備計画

大規模地震等の災害時の医療機能継続等の観点から、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防犯・保安・セキュリティ関連設備、医療ガス設備、昇降機設備、搬送設備等の整備方針を整理する。

⑥ その他

北部医療センターにおける駐車場の台数・場所、整備するヘリポート、また院内保育所等の整備概要（規模、設置場所等）を整理する。

※「第4章 施設基本計画」に記載する各内容は、令和4年度以降に実施予定の基本設計における前提条件として取りまとめ、設計の進行に合わせ、適宜見直しを行うこととなる。

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第5章 医療機器整備計画

北部医療センターの機能にあわせた医療機器整備の基本方針、主要医療機器の整備概要（大型医療機器の構成、台数、配置場所等）を整理する。

【医療機器整備の基本方針として記述する内容（例）】

- ①高度専門・急性期医療に対応する上で整備を検討する主な医療機器
- ②業務の効率化・費用対効果等による導入可否の検討
- ③院内部門間での医療機器共同利用（台数の適正化）の推進
- ④両病院の現有機器の移設活用 等



【主要医療機器の整備概要イメージ】

部門	主要医療機器名称	台数
放射線部門	一般撮影装置	○台
	乳房撮影装置（マンモグラフィ）	○台
	X線透視撮影装置	○台
	血管造影撮影装置	○台
	コンピューター断層撮影（CT）	○台
	磁気共鳴断層撮影（MRI）	○台
	リニアック	○台

部門	主要医療機器名称	台数
内視鏡部門	内視鏡関連機器	一式
検査部門	検査関連機器	一式
薬剤部門	薬剤部門関連機器	一式
手術部門	手術部門関連機器	一式
中央材料・部門	滅菌機器等	一式

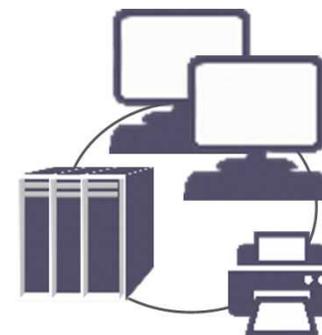
議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第6章 情報システム整備計画

北部医療センターの機能にあわせた情報システム整備の基本方針、情報システムの導入範囲（電子カルテシステム、部門システム、地域医療連携システム等の構成）を整理する。

【情報システム整備の基本方針として記述する内容の例】

- ①各情報システムの統合整備（基幹系・情報系）の方針
- ②情報セキュリティ管理体制
- ③両病院現行システムからのデータ移行の方針
- ④地域医療連携システム・遠隔診療システムの構築 等



【情報システムの導入範囲イメージ】

分類	システム名称
基幹系 (電子カルテネットワーク)	電子カルテ・オーダーリングシステム
	医事会計システム
	放射線管理システム
	放射線レポートシステム
	画像管理システム (PACS)
	栄養管理システム
	調剤支援システム

分類	システム名称
基幹系 (電子カルテネットワーク)	生理検査システム
	検体検査システム
	地域医療連携システム
	遠隔診療システム
情報系 (インターネット接続系)	人事管理システム
	経理システム
	医療機器管理システム
	物流管理システム

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第7章 公立沖縄北部医療センターの運営等について

① 設置形態

北部医療センターの経営システムは、令和2年7月28日に成立した「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」に基づき、設置主体は沖縄県及び北部12市町村が設置する一部事務組合とし、その運営は県及び北部12市町村等が設立する一般財団法人の指定管理という経営システムを採用する。

② 運営主体

運営主体は、一般財団法人北部医療財団とする。県及び北部12市町村が財団の運営に関与することで、北部地域に必要とされる医療を安定的に提供し、地域完結型の医療提供体制の構築を進め、公的な病院としての役割を担保する。

③ 財団法人の設立準備

財団法人の設立に向け、財団法人が果たす機能や役割、組織体制等を検討するとともに、設立時の出えんに係る方針等を整理する。また、公益認定取得のメリット、デメリットを整理し財団法人の形態についても検討する。

④ 統合までの病院間連携

2病院の医療機能を円滑に引き継ぐためには、設置又は運営主体となる一部事務組合や財団法人において開院前から2病院間の連携を主導することが効果的と考えることから、連携方策を検討し、事務組合及び財団法人の役割に基づきそれぞれが取り組む内容を整理する。

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第8章 整備手法

北部医療センターの設計から施工の整備については、①業務プロセスの効率性（全体スケジュールの短縮）、②整備費用の効率化（縮減）、③設計施工責任の明確化、④施工者選定の際の発注者の事前準備・負担、⑤建築品質の確保などの観点から、各整備手法のメリット・デメリット等を比較したうえで、北部医療センター整備における手法の方針を記載する。

【整備手法の例】

- (1)設計施工分離： 設計と施工を別の業者に発注
- (2)ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式： 設計・施工分離発注（設計段階から施工者が参画し、施工の実施を前提として設計に対する技術協力を行う方式）
- (3)DB（デザイン・ビルド）方式： 設計施工一括発注（設計と建設を一体として発注する方式）

議題 1 整備基本計画の策定について

(骨子案) 第9章 事業計画

① 整備費用

事業規模や施設整備計画、経済情勢等を踏まえ整備費用を示す。

② 収支シミュレーション

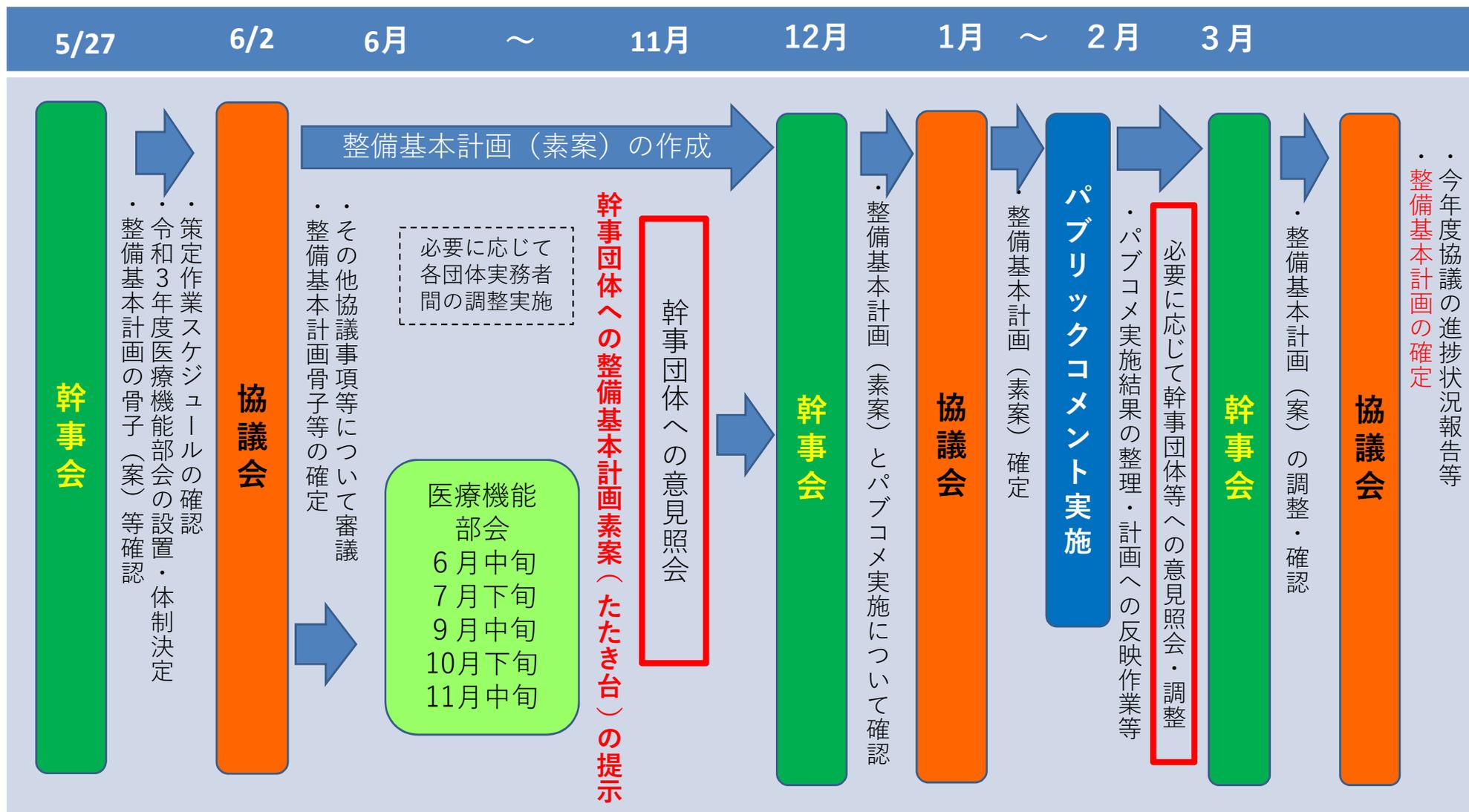
北部医療センターの機能・規模と合わせ、整備費用、収益見込（診療単価、病床利用率等）、費用見込（給与費、経費、減価償却費等）等の前提条件を整理し、北部医療センターの収支シミュレーションを示す。

③ 整備スケジュール

北部医療センター開院に向けた、今後の整備スケジュールを示す。

議題 1 整備基本計画の策定について

計画策定方法・スケジュール



議題 1 整備基本計画の策定について

令和3年度医療機能部会の体制について

部会		協議項目（検討させる専門的事項）	
医療機能部会		医療機能（病床、診療科目、施設基準、指定医療機関、職員数等）に関すること	
	委員	構成団体	備考
1	部会長	沖縄県保健医療部	医療企画統括監
2	委員	県立北部病院	院長、副院長、医療部長、総合診療医
3	委員	北部地区医師会病院	副院長、医療連携統括部長、診療報酬戦略部長
4	委員	琉球大学病院	副病院長
5	委員	沖縄県病院事業局	医療企画監、看護企画監
6	委員	北部地区医師会	副会長
7	委員	沖縄県医師会	副会長
8	委員	北部市町村	名護市、東村、伊是名村

※幹事長が必要と認める場合には、上記メンバー以外の者の参加を認めることがある。

議題 1 整備基本計画の策定について

令和3年度医療機能部会の検討内容について

回数	開催時期	検討内容	備考 (計画骨子(案)の該当項目)
1	6月中旬	1 病床数、回復期・感染症・結核病床について 2 医療機能について 3 施設基準について 4 指定医療機関について	第2章中 病床数 第2章中 医療機能 第2章中 施設基準 第2章中 指定医療機関
2	7月下旬	1 北部医療センターの運営等 2 統合までの病院間連携	第7章 公立沖縄北部医療センターの運営等
3	9月中旬	1 整備手法・整備範囲 2 琉球大学地域医療教育センター(仮称)の運営	第8章 整備手法 第3章中 琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)
4	10月下旬	1 部門別計画の内容について⇒部門別整備計画 2 職員数について 3 医療従事者の確保について	第3章 部門別整備計画 第2章中 職員数 第2章中 医師・看護師等の確保
5	11月中旬	1 施設基本計画⇒ブロックプラン等 2 医療機器整備計画 3 情報システム整備計画	第4章 施設基本計画 第5章 医療機器整備計画 第6章 情報システム整備計画

※検討内容の審議や作業の進捗状況等によって、開催時期や開催回数を変更する場合があります。

(参考) 部会の設置について

●部会（幹事会運営要領第5条）

幹事会の協議及び調整に係る事項を専門的に検討させるために部会を設けることができる。

部会で検討させる事項は幹事会で決定。

幹事長（県保健医療部長）が部会を設置。

(1)部会設置数 特に制約はない（必要に応じて設置）

(2)部会委員 幹事会構成団体メンバーを中心に、必要に応じて外部専門家等を加える。（各部会の構成員及び部会長は、幹事長が選任することとし、委員の変更等は柔軟に対応する。）

(3)開催頻度 随時（部会の議論進捗に応じて）

(4)議事公開 議論内容は、原則非公開（自由闊達な議論を図るため）

(5)検討結果の報告 部会長が幹事会へ報告する。

議題 2 一部事務組合の設置時期について

議題 2 一部事務組合の設置時期について

(1) 設置時期の変更(案)

北部医療センターの設置主体となる一部事務組合の設置時期を、令和4年度から令和5年度に変更する。

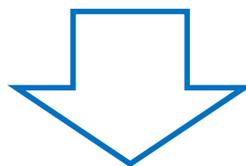
(2) 令和4年度設置の考え方(当初)

基本設計から実施設計、建築工事までを一体的な整備として捉え、補助制度の創設なども念頭に、基本設計を予定している令和4年度に一部事務組合を設置することを想定。

議題 2 一部事務組合の設置時期について

ア 令和4年度設置の場合

	令和3年度	令和4年度
組合設置の 主な作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・規約案の作成 (組織・定数) (組合議員定数) (経費の負担割合)等 ・北部12市町村と調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・国(総務省、厚労省)と 事前協議 ・県議会及び北部市町村 議会提案(12月) ・総務省への許可申請



設置時期の変更により

イ 令和5年度設置の場合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合設置の 主な作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・規約案の作成 (組織・定数) (組合議員定数) (経費の負担割合)等 ・北部12市町村と調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部12市町村と調整 ・国(総務省、厚労省)と 事前協議 ・県議会及び北部市町村 議会提案(12月) ・総務省への許可申請 	組合設置

議題 2 一部事務組合の設置時期について

(3) 変更の理由

ア 令和5年度設置の場合は、令和4年度に国との事前協議を行うこととなるため、協議を行うにあたっては、令和3年度に策定予定の基本計画に基づいて、保有する診療科、病床数、医療従事者の数、患者数見込み、収支シミュレーション等について精度の高い内容で十分な協議を行うことができる。

イ 一部事務組合の設置については、沖縄県離島医療組合を例にとると準備期間に2年を要しており、北部医療センターにおいても、2年間(令和3～4年度)の準備期間を設け、令和5年度の設置とすることが望ましい。

(4) 設置時期を令和5年度に変更した場合の影響

ア 開院は令和8年度を予定していることから、令和5年度設置の場合でも、開院まで3年間と十分な期間を確保できており、全体スケジュールへの影響はない。

イ 基本設計を、一部事務組合もしくは県のいずれが行うにしても、厚労省の交付金を財源の一部とした、県の「地域医療介護総合確保基金」の活用を検討しており、財政負担が増えるものではない。

議題 2 一部事務組合の設置時期について

(5) 設置時期の変更により留意すべき事項と対応策

基本設計を一部事務組合ではなく、北部医療センター整備協議会の事務局として県が行うこととなるため、北部12市町村等の意見を広く反映させる必要がある。

そのため、これまでどおりのスキームを進めていくとともに、その他、幅広く意見を得るため、住民説明会の実施を検討。

報告事項

- (1) 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて
- (2) 両病院の転籍意向調査について
- (3) 住民説明会の実施について
- (4) 新たな制度要望について

報告（1） 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて

1 医療圏の見直しを求めるパブリックコメントの意見(令和3年2月)

令和2年度に策定した公立沖縄北部医療センター基本構想に係るパブリックコメントで「医療サービスの公平受診と患者の流出抑制の観点から医療圏の見直し整理を求める(行政圏と医療圏を統一)」との意見があった。その意見に対して、北部整備センター整備協議会では「(一部省略)基本構想では、現行の医療圏に基づいて内容を整理していますが、医療圏の設定については関係市町村等を含む整備協議会において議論を行うとともに、沖縄県医療審議会において協議されることとなります。」と回答している。

2 医療圏のあり方の協議の進め方

- (1) 今後、北部医療センターが整備され、診療科の拡充や施設・設備等の医療提供体制の充実が図られることにより、北部12市町村における入院医療の受療動向が変化することは十分想定される。
- (2) 令和3年度に整備協議会で医療圏のあり方について議論を始めるとともに、関係市町村及び北部と中部の地区医療提供体制協議会等でのヒアリングの実施並びに沖縄県医療審議会での協議を行う。

報告（1） 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて

3 北部行政圏と北部医療圏の比較

	北部行政圏	北部医療圏
設定年度	昭和47年5月 (沖縄県行政機関設置条例第10条(土木事務所所管区域)) 平成24年5月 (沖縄21世紀ビジョン基本計画)	平成元年1月 (第1次沖縄県医療計画において設定 現行の第7次まで変更なし)
設定の考え方	県内を自然的・地理的条件、経済、日常生活圏、社会文化圏など総合的な観点から5圏域を設定 ※沖縄21世紀ビジョン基本計画 124頁より	二次医療圏は、 <u>一体の地域として入院医療を提供することが相当である地域単位</u> であり、地理的条件等の自然条件、交通事情等の社会条件を考慮し設定(1次医療圏は市町村単位、3次医療圏は県全域)
圏域自治体	(北部12市町村) 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、 <u>恩納村、宜野座村、金武町</u>	(北部9市町村) 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

報告（1） 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて

4 北部医療圏設定の考え方(第7次沖縄県医療計画より抜粋)

北部医療圏は、人口規模が20万人未満となっており、かつ、入院患者の流出割合が20%以上となることから、厚生労働省の医療計画作成指針において医療圏の設定の見直し検討が必要とされている。

沖縄県としては、第7次医療計画において「北部医療圏については、沖縄本島の面積の約半分を占めており、面積が広く過疎地域を多く抱える圏域の特徴を考慮すると、二次医療圏の見直しにより中部圏域と統合を行うことは、医療の偏在が助長されるおそれがあること」から、医療の需給状況の改善を図るために「(一部省略)医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、県立北部病院と北部地区医師会病院(同附属病院を含む。)を統合し、北部圏域に新たな基幹病院を整備する」としており、現在、公立北部医療センターの整備に向け取り組んでいるところである。

5 北部地域の現状

(1) 北部地域の医療資源

ア 北部医療圏の病院設置状況

急性期病院2施設、回復期・慢性期病院5施設の計7施設(沖縄愛楽園、精神科単科除く)

イ 宜野座村、金武町、恩納村に回復期・慢性期病院2施設が設置

(2) 交通アクセス

沖縄自動車道のインターチェンジが宜野座村(宜野座IC)、金武町(金武IC、屋嘉IC)にあり、恩納村からも屋嘉ICを利用して沖縄市(沖縄北IC)へのアクセスは良好

宜野座村 → 県立北部病院(22分)、中頭病院(26分)

金武町 → 県立北部病院(28分)、中頭病院(26分)

恩納村 → 県立北部病院(32分)、中頭病院(21分)

※所要時間をグーグルマップで各町村役場を起点として算出。

報告（1） 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて

（3） 北部地域の住民の現状の入院医療の受療動向（2020年国保連合会データ）

ア 北部医療圏(9市町村)の住民が入院医療を受けている地域

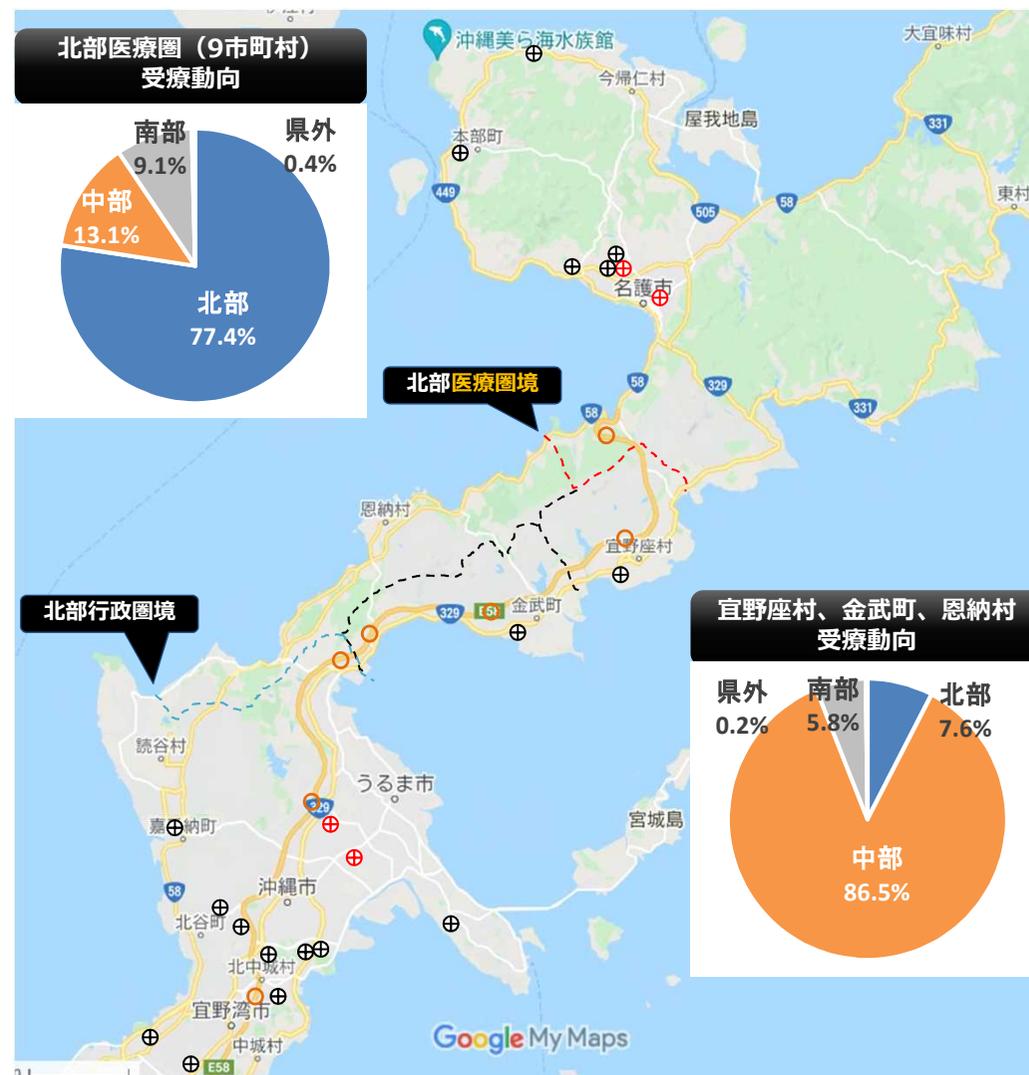
北部医療圏	77.4%
中部医療圏	13.1%
南部医療圏	9.1%
県外	0.4%

イ 宜野座村、金武町、恩納村の住民が入院医療を受けている地域

北部医療圏	7.6%
中部医療圏	86.5%
南部医療圏	5.8%
県外	0.2%

※ 小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、比率合計が100%を超えている。

現行の医療圏ベースの受療動向



報告（１） 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて

（４） 現状のまとめ

ア 二次医療圏は、一体の地域として入院医療を提供することが相当である地域単位であり、基本的に入院医療が自己完結することが望ましいが、診療科の開設状況や診療体制等の医療資源の状況に起因する流出入のほか、医療の受療はフリーアクセスが保証されており、患者の希望や家族の事情等により患者の流出入が発生している。

イ 現状においては、中部医療圏に中頭病院や県立中部病院をはじめ多くの医療機関が集積しており、宜野座村、金武町、恩納村の入院医療の86.5%が中部医療圏で受療している。

ウ 仮に、宜野座村、金武町、恩納村の3町村を北部医療圏に組み込んだ場合、入院患者の流出割合は22.6%から36%に拡大する。

参考 医療圏の設定について

ア 目的

医療圏とは、地域の医療需要に応じて必要な入院医療を提供するために、病床の地域偏在を是正し、病床を適正に配置することを目的に医療計画において設定する地域単位。

イ 根拠法令 医療法第30条の4第2項(医療計画に定めるべき事項)

第14号 主として病院の病床(精神病床、感染症病床及び結核病床を除く)及び診療所の病床の整備を図るべき地域単位として区分する区域の設定に関する事項

ウ 設定に関する考え方

医療法施行規則において、以下の点を考慮し医療圏を設定することが規定されている。

(1) 地理的条件等の自然的条件 (2) 日常生活の需要の充足状況 (3) 交通事情等の社会的条件

また、二次医療圏内の入院患者の流出率が20%以上の場合は医療圏設定の見直しを検討することが必要とされており、見直しの際には、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセス時間等を考慮するよう、医政局長通知が発出されている。

エ 手続き

圏域医療計画を変更する場合は、医療法に基づき市町村等への意見聴取を行うとともに、医療審議会(注)に諮る必要がある。

(注) 医療審議会は医療提供体制の確保に関する重要事項を調査審議するため都道府県に設置することが法に定められており、県医師会長が会長、委員は県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、琉大病院長、弁護士等の有識者(計12名)で構成する附属機関。

法第30条の4第17項

都道府県は、医療計画を定め、又は医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村及び保険者協議会の意見を聴かなければならない。

報告（2） 両病院の転籍意向調査について

1 調査目的

北部医療センター開院後の人材確保を目的として、両病院で働く職員を対象とした令和3年度転籍意向調査を行い、人材確保の見込みや課題を洗い出す。

令和4年度以降、県立北部病院以外の県立病院職員も対象として加え、毎年調査を行う。

2 調査方法

無記名式、WEBアンケートにて実施。

紙での回答を希望する職員に対応するため、紙調査票も用意。



3 調査内容

（1） 基本的事項

採用区分、職種、性別、経験年数、現住所、資格等、診療科などの基本的情報を確認。

（2） 質問事項 全4問

現時点において北部医療センターへ転籍する意向を確認。また、転籍を検討中の場合、その条件について給与や休暇制度等の労働条件、医療機能などの職場環境、子どもの教育制度や子育て環境などについて確認する予定。

4 調査実施から集計・分析、報告までの予定

6月 調査実施 7月～9月 集計・分析

12月～1月 令和3年度第2回幹事会・協議会において結果を報告

報告（3） 住民説明会の実施について

1 開催目的

北部医療センターの整備を推進するにあたり、北部12市町村の住民の皆様に対して現状報告を行い、新たに整備する病院の保有する機能について理解を深めてもらうとともに、住民の意見については、令和3年度に策定予定の基本計画作りの参考とすることを目的として開催する。

2 開催箇所(案)

関係市町村を以下の4つにブロック分けし、各ブロックで開催予定

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 国頭村、大宜味村、東村のブロック | (2) 名護市、伊平屋村、伊是名村のブロック |
| (3) 今帰仁村、本部町、伊江村のブロック | (4) 恩納村、宜野座村、金武町のブロック |

3 主催

北部医療センター整備協議会

※実施主体となる県及び北部12市町村が中心となり開催。

4 開催時期 令和3年8月から11月を予定。

5 住民説明会の準備、当日運営、結果報告書のとりまとめ

住民説明会には、事前準備(説明会の日時、会場手配、プログラム、住民への周知、説明資料の作成等)、当日運営(会場設営、参加者の受入、説明、記録等)、結果報告書の作成(参加人数、住民意見のとりまとめ等)の業務があり、特に事前準備、当日運営においては、市町村と協力し実施することについて今後調整。

報告（４） 新たな制度要望について

1 提案する制度名

北部医療センター等に対する新たな財政措置

2 制度概要

(1) 開院後の安定的な経営に向けて、北部医療センターの整備に係る国の財政支援の創設を要望。

ア 補助対象経費の算定方法は、基準額方式から事業費(実額)方式を採用

イ 国庫補助率は、7.5/10から8/10へ嵩上げ

ウ 対象となる経費の拡充

(ア) 取得費及び測量費を含めた用地費

(イ) 設計監督費、事務費及び建築工事費を含めた施設整備費

(ウ) 医療機器を含めた機械器具費

(2) 北部医療センターの医師確保及び医師の育成(琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)設置・運営)に係る国の財政支援を創設。

3 今後の予定

令和3年8月までの間に、内閣府及び関係省庁と制度内容の調整・協議を実施。内閣府等との協議については、北部12市町村と情報共有を行うとともに、適切な時期に要請活動も検討。